

相続に係る口座照会依頼書

野村證券株式会社

		ご記入日	年	月	日
相続人等の おなまえ	フリガナ				
相続人等の おところ	〒				
指定返信先	上記住所と異なる場合は以下にご記入ください				
	〒 (ご担当者名)				
相続人等の 電話番号	-		被相続人(亡くなられた方)とのご関係		
			☐ 配偶者 ☐ 子 ☐ 孫 ☐ 父母 ☐ 遺言執行者 ☐ 相続手続代理人 ☐ その他()		

私は、以下の被相続人(亡くなられた方)の相続人等であるため、被相続人の取引口座の有無について照会いたします。
なお、照会にあたり、相続人等であることを証する書面および本人確認書類を併せて提出いたします。

< 照会する被相続人について >

下記項目すべてにご記入ください。

被相続人の おなまえ	フリガナ				
被相続人の 生年月日	☐ 大正 ☐ 平成 年 月 日 ☐ 昭和 ☐ 令和	死亡年月日	年	月	日
被相続人の おところ					
	(他の住所も考えられる場合にご記入ください)				

< 社用欄 >

受付者

受付部店コード:	
受付部店名:	
受付者印	

NBS

(照会結果)	
☐ 該当なし	
部店コード	口座番号(閉鎖済はチェック)
	☐ 閉鎖済
	☐ 閉鎖済
	☐ 閉鎖済

戸籍謄本等を原本確認の上、コピーを取得する場合は、コピーに「原本確認済」とコメントし、対応した社員の押印を行うこと

ご提出書類について

被相続人(亡くなられた方)の口座のご照会に際し、以下の書類をご提出くださいますようお願いいたします。
ご提出いただいた戸籍謄本等の原本のご返却をご希望の場合は、お取引店までお申し出ください。なお、ご返却までに日数を要する場合がございます。

No	書類	取得場所																								
1	相続に係る口座照会依頼書	弊社																								
2	A 「法定相続情報一覧図の写し」(原本) ・ 法務局発行の「法定相続情報一覧図の写し」をご提出ください。 なお、「法定相続情報一覧図の写し」の取得方法および制度の詳細については、 法務省ホームページをご参照ください。 B 以下の , 両方の書類をご提出ください。 なお、いずれも死亡日以降に取得した書類をご提出ください。 被相続人(亡くなられた方)の死亡が確認できる書類 (原本) (イ)戸籍謄本等¹ (ロ)住民票除票の写し (ハ)死亡診断書のいずれか 1 つ² 1 戸籍謄本/ 戸籍全部事項証明書/ 除籍謄本 2 死亡診断書のみコピー可、戸籍謄本等・住民票除票の写しは原本をご提出ください。 被相続人(亡くなられた方)と相続人の関係性が確認できる戸籍謄本等 (原本) 亡くなられた方との関係性により、以下のいずれかの戸籍謄本等をご提出ください³。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>受け取られる方</th><th>ご用意いただく戸籍謄本等</th><th>ご留意事項</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配偶者</td><td>亡くなられた方と相続人の関係性(夫婦)が 確認できる戸籍謄本等</td><td></td></tr> <tr> <td>子・養子</td><td>亡くなられた方と相続人の関係性(子・養子)が 確認できる戸籍謄本等</td><td></td></tr> <tr> <td rowspan="2">孫</td><td>(1)亡くなられた方の子(相続人の親)の死亡が 確認できる戸籍謄本等</td><td></td></tr> <tr> <td>(2)亡くなられた方の子(相続人の親)と相続人との 関係性(子・養子)が確認できる戸籍謄本等</td><td>上記(1)で関係性が確認 できる場合は不要です。</td></tr> <tr> <td>親</td><td>亡くなられた方の出生から死亡までの 連続した戸籍謄本等</td><td>左記の戸籍謄本を用意し ていただければ、 の書 類は不要です。</td></tr> <tr> <td rowspan="3">兄弟・姉妹</td><td>(1)亡くなられた方の出生から死亡までの 連続した戸籍謄本等</td><td></td></tr> <tr> <td>(2)亡くなられた方の親、祖父母の死亡が 確認できる戸籍謄本等</td><td></td></tr> <tr> <td>(3)亡くなられた方と相続人との関係性(兄弟・ 姉妹)が確認できる戸籍謄本等</td><td>上記(1)または(2)で関係 性が確認できる場合は不 要です。</td></tr> </tbody> </table> 3 の戸籍謄本/ 戸籍全部事項証明書/ 除籍謄本のいずれかで、 亡くなられた方と相続人の関係性が確認できる場合は、 の書類は不要です。	受け取られる方	ご用意いただく戸籍謄本等	ご留意事項	配偶者	亡くなられた方と相続人の関係性(夫婦)が 確認できる戸籍謄本等		子・養子	亡くなられた方と相続人の関係性(子・養子)が 確認できる戸籍謄本等		孫	(1)亡くなられた方の子(相続人の親)の死亡が 確認できる戸籍謄本等		(2)亡くなられた方の子(相続人の親)と相続人との 関係性(子・養子)が確認できる戸籍謄本等	上記(1)で関係性が確認 できる場合は不要です。	親	亡くなられた方の出生から死亡までの 連続した戸籍謄本等	左記の戸籍謄本を用意し ていただければ、 の書 類は不要です。	兄弟・姉妹	(1)亡くなられた方の出生から死亡までの 連続した戸籍謄本等		(2)亡くなられた方の親、祖父母の死亡が 確認できる戸籍謄本等		(3)亡くなられた方と相続人との関係性(兄弟・ 姉妹)が確認できる戸籍謄本等	上記(1)または(2)で関係 性が確認できる場合は不 要です。	登記所(法務局) (イ) 本籍地を所轄する 市区町村役場 (ロ) 住民票登録がある 市区町村役場 (ハ) 病院 本籍地を所轄する 市区町村役場
受け取られる方	ご用意いただく戸籍謄本等	ご留意事項																								
配偶者	亡くなられた方と相続人の関係性(夫婦)が 確認できる戸籍謄本等																									
子・養子	亡くなられた方と相続人の関係性(子・養子)が 確認できる戸籍謄本等																									
孫	(1)亡くなられた方の子(相続人の親)の死亡が 確認できる戸籍謄本等																									
	(2)亡くなられた方の子(相続人の親)と相続人との 関係性(子・養子)が確認できる戸籍謄本等	上記(1)で関係性が確認 できる場合は不要です。																								
親	亡くなられた方の出生から死亡までの 連続した戸籍謄本等	左記の戸籍謄本を用意し ていただければ、 の書 類は不要です。																								
兄弟・姉妹	(1)亡くなられた方の出生から死亡までの 連続した戸籍謄本等																									
	(2)亡くなられた方の親、祖父母の死亡が 確認できる戸籍謄本等																									
	(3)亡くなられた方と相続人との関係性(兄弟・ 姉妹)が確認できる戸籍謄本等	上記(1)または(2)で関係 性が確認できる場合は不 要です。																								
3	相続人等の「本人確認書類」(以下のいずれか1つ) 運転免許証、マイナンバーカード、住民票の写し(6 か月以内に発行されたもの)、印鑑登録証明書(6 か月以内に発行されたもの)等の原本またはコピー 相続人から委任を受けた代理人等が手続きされる場合は、代わりに「委任状(原本)」と「代理人等の本人確認書類」「相続人の印鑑登録証明書(原本)」をご提出ください。	—																								

遺言執行者からの依頼の場合、「法定相続一覧図の写し(原本)」または「被相続人の死亡が確認できる書類(原本)」と「遺言書」、「相続人等の本人確認書類」が必要です。

返信用封筒の同封は不要です。